

清須市新川地域文化広場指定管理者選定審議会設置要項

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、清須市新川地域文化広場指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、清須市新川地域文化広場指定管理業務を委託するにあたり、最も優れた業者を選定するものとする。

- (1) 技術提案書の評価及び特定
- (2) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 審議会は、委員14名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 清須市役所部長級以上の者
- (2) 有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定に基づき市長が委嘱した日から指定管理者の特定が完了する日までとする。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員のうちであらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、審議事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、教育委員会スポーツ課に置く。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成26年9月25日から施行する。